

市内介護サービス事業所 管理者 様

船橋市 介護保険課長
指導監査課長

新型コロナウイルス感染症における濃厚接触者等に対する対応について(依頼)

現在、船橋市内では、新型コロナウイルス感染症による患者が日々発生し、その中には、社会福祉施設等の利用者の感染も確認されており、濃厚接触者等も多く見受けられます。

社会福祉施設等が提供する各種サービスについては、ご利用者やその家族の生活を継続する上で必要不可欠なものであるため、保健所の技術的助言の下、下記の感染防止対策を行った上で、引き続き利用者に対し必要な各種サービスの提供をお願いします。

なお、本通知は保健所の助言に基づき作成しております。

記

1. 濃厚接触者とは

患者の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者

- ・患者と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
- ・適切な感染防護無しに患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・患者の気道分泌若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他：手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防なしで患者と15分以上の接触があった者

2. 濃厚接触者への対応・注意点等

濃厚接触者へのサービスの提供においては、マスクの着用、手指衛生及び換気等を遵守し、引き続き同様のサービスを提供できるようご協力をお願いします。

※「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」(令和2年4月7日厚生労働省健康局結核感染症課ほか事務連絡)を参照してください。

3. 濃厚接触者に接触した人への対応

「濃厚接触者に接触した人」については、その時点では一般の方と同様でありますので、引き続き今までのサービスの提供を行うこととなります。

また、「濃厚接触者に接触した人」の受入れ体制についても確保していただきますようお願いいたします。

※濃厚接触者もしくは濃厚接触者に接触した人に関する知見は下記ホームページを参照下さい。<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kansenshou/001/p076941.html>

<問い合わせ>

健康・高齢部 介護保険課 給付係 (047-436-2304)

福祉サービス部 指導監査課 指導監査第三係 (047-436-2782)